

令和7年9月

選挙管理委員会

日時 令和7年9月1日（月）
午後4時00分
場所 佐賀市役所本庁7階
選挙管理委員会事務局

会 次 第

1 委員長あいさつ

2 議 事

(1) 在外選挙人名簿の登録及び登録抹消について

(2) 令和7年9月定時登録について

(3) 佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙について

(4) その他

3 報告事項

(1) 佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙時の啓発等について

(2) 令和7年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール審査会について

(3) 第27回参議院議員通常選挙について

(4) その他

4 閉 会

【 議 事 】

1 在外選挙人名簿の登録及び登録抹消について

(1) 登録について

在外選挙人名簿の登録申請が別添1から別添4のとおりあったため、本籍地等の住民課に記載内容等について照会し、別添5から別添8のとおり回答を得た。その内容によると、登録資格が充たされているので登録する。

(2) 登録抹消について

在外選挙人名簿登録者の戸籍変更等通知が別添9から別添10のとおりあったため、公職選挙法第30条の11の規定により登録を抹消する。

2 令和7年9月定時登録について

(1) 選挙人名簿の登録者数について

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和7年9月1日現在で資格を有する者を登録する。

選挙人名簿登録者数 187,416人 別紙1のとおり

(2) 選挙人名簿の登録抹消者数について

公職選挙法第28条の規定により、死亡者及び転出後4か月を経過した者を選挙人名簿から抹消する。

選挙人名簿抹消者数 3,499人 別紙2のとおり

(3) 50分の1、6分の1、3分の1の数の告示

地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、選挙人名簿登録者数の50分の1、6分の1及び3分の1の数を別紙3のとおり告示する。

50分の1の数 3,749人

6分の1の数 31,236人

3分の1の数 62,472人

(4) 在外選挙人名簿の登録者数について

国外に3か月以上居住している満18歳以上の選挙人は、登録の申請をすることにより、在外選挙人名簿に登録できることになっている。

その登録者数は、別紙4のとおりである。

3 佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙について

(1) 選挙人名簿調製の基準日について

公職選挙法施行令第14条第2項の規定による選挙人名簿の被登録資格の決定の基準日及び登録を行う日を次のとおり定め、別紙5のとおり告示する。

① 被登録資格の決定の基準となる日

ア 住民票が作成された日（転入届をした日を含む）に関する基準日

令和7年10月11日

イ 年齢に関する基準日

令和7年10月19日

② 登録を行う日

令和7年10月11日

(2) 選挙長が事務を行う場所について

選挙長が事務を行う場所を次のとおりとし、別紙6のとおり告示する。

① 10月12日

佐賀市兵庫北三丁目8番40号

(告示日)

メートプラザ佐賀

② 10月13日以降

佐賀市栄町1番1号

佐賀市選挙管理委員会事務局

(3) 選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所について

佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第4条第2項の規定による掲載順序のくじを行う日時等は、同条例施行規程第7条の規定により次のとおりとし、別紙7のとおり告示する。

① 日時 令和7年10月12日（日） 午後5時30分から

② 場所 佐賀市役所本庁7階 選挙管理委員会事務局

(4) 氏名等掲示紙の掲載順序のくじを行う日時及び場所について

公職選挙法第175条第3項の規定による氏名等掲示紙の掲載順序のくじを行う日時等を次のとおりとし、別紙8のとおり告示する。

① 日時 令和7年10月12日（日） 午後5時30分から

② 場所 佐賀市役所本庁7階 選挙管理委員会事務局

(5) 点字投票用投票用紙の仕様変更について

発注先の佐賀ライトハウス六星館より、投票用紙へ直接点字を印刷するように変更してほしいとの要望があったため、別紙9のとおり仕様を変更する。

(6) 移動期日前投票所について

①日程

○令和7年10月16日(木)

・下関屋公民館 9:30~11:30、・上小副川公民館 13:30~14:30

○令和7年10月17日(金)

・市川公民館 9:30~11:30、・杉山公民館 13:30~14:30

②投票管理者 10月16日(木)

10月17日(金)

(7) 佐賀大学本庄キャンパスにおける期日前投票所の開設について

①開設期間 令和7年10月14日(火)~15日(水)

②投票時間 10:00~18:30

③投票場所 本庄キャンパス「大学会館談話室」

④投票管理者 10月14日(火)

10月15日(水)

(8) 開票について

①開票日時 令和7年10月19日(日)午後9時30分~

②開票所 佐賀市諸富文化体育館(ハートフル)

③選挙立会人 佐賀市長選挙

4 個人演説会等を開催できる公営施設の変更について

公職選挙法第161条に基づく個人演説会等を開催できる公営施設の内、佐賀市立公民館が条例改正に伴い、令和7年10月1日より社会教育法に基づく施設ではなくなるため、別紙10のとおり同法第161条第1項第3号に該当する施設として、改めて指定を行う。

5 その他

【 報 告 事 項 】

1 佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙時の啓発等について

(1) 立候補届出事務説明会出席者人数について

開催日時：令和7年8月8日（金）午後1時30分

開催場所：メートプラザ佐賀1階多目的ホール

出席者人数

佐賀市長選挙 1人（現職1人）

佐賀市議会議員選挙 47人（現職27人、新人20人）

※資料持ち帰りのみも含む

(2) 啓発イベントについて

開催日：令和7年9月23日（火）

開催場所：ゆめタウン佐賀 1階セントラルコート付近

【イベントスケジュール（予定）】

10：00～ 模擬投票及び啓発物資の配布開始

11：00～ 佐賀バルーナーズコーチトークショー

子どもチアパフォーマンス

模擬投票開票

12：00 イベント終了（啓発物資の配布は11：00終了）

(3) 今後の委員会開催予定について

日 時	事 項
10月11日（土）10時00分～ 【選挙基準日】	佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙の選挙人名簿登録等
10月12日（日）17時30分～ 【選挙告示日】	候補者氏名掲示紙及び選挙公報の掲載順序のくじの実施等
10月16日（木）17時30分～	佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙 選挙立会人選任のくじの実施等
10月19日（日）20時00分～	佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙の開票事務

2 令和7年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール審査会について
審査日時 令和7年9月16日(火) 午後3時
審査場所 佐賀市役所 本庁舎4階大会議室
⇒ **審査員 武重委員**

3 第27回参議院議員通常選挙について

4 その他

選挙人名簿登録者数（佐賀市）

（令和7年9月1日現在）

投票区	投票所	選挙人名簿登録者数		
		男	女	計
1	佐大附属中学校体育館	1,441	1,673	3,114
2	赤松小学校体育館	2,604	2,944	5,548
3	昭栄中学校体育館	1,700	1,837	3,537
4	勸興小学校体育館	2,315	2,829	5,144
5	神野小学校体育館	2,622	3,136	5,758
6	循誘小学校体育館	2,626	3,188	5,814
7	鍋島中学校体育館	4,837	5,450	10,287
8	嘉瀬小学校体育館	1,837	2,266	4,103
9	西与賀小学校体育館	2,173	2,608	4,781
10	本庄小学校体育館	2,491	2,707	5,198
11	北川副小学校体育館	2,549	2,994	5,543
12	久保泉小学校体育館	1,458	1,611	3,069
13	金立小学校体育館	1,721	1,916	3,637
14	高木瀬小学校体育館	3,987	4,680	8,667
15	兵庫小学校体育館	3,784	4,262	8,046
16	巨勢小学校体育館	1,687	1,947	3,634
17	芙蓉中学校体育館	635	742	1,377
18	新栄小学校体育館	2,577	3,089	5,666
19	市役所1階市民ホール	3,408	3,894	7,302
20	若楠小学校体育館	2,717	3,256	5,973
21	城北中学校体育館	1,441	1,667	3,108
22	開成小学校体育館	3,245	3,938	7,183
23	日新小学校体育館	1,722	2,037	3,759
24	城西中学校体育館	1,819	1,837	3,656
25	城南中学校玄関ホール	1,485	1,754	3,239
26	城東中学校体育館	2,133	2,505	4,638
27	諸富北小学校体育館	2,075	2,332	4,407
28	諸富南小学校体育館	1,794	2,036	3,830
29	春日小学校体育館	1,856	2,180	4,036
30	佐賀市役所大和支所	1,957	2,193	4,150
31	春日北小学校体育館	2,447	2,798	5,245
32	大和勤労者体育センター	2,245	2,516	4,761
33	松梅公民館大会議室	321	349	670
34	富士小学校体育館	434	498	932
35	佐賀市役所富士支所	422	460	882
36	富士北部コミュニティセンター	311	324	635
37	北山東部小学校体育館	140	145	285
38	佐賀市役所三瀬支所	434	488	922
39	南川副小学校体育館	2,126	2,428	4,554
40	西川副小学校体育館	2,072	2,285	4,357
41	中川副小学校体育館	1,127	1,235	2,362
42	大詫間小学校体育館	610	623	1,233
43	東与賀文化ホール	3,006	3,278	6,284
44	久保田公民館大会議室	2,835	3,255	6,090
合計		87,226	100,190	187,416

選挙人名簿登録者数報告(令和7年9月1日現在)

市町名 佐賀市

区分	令和7年6月1日 定時登録における 名簿登録者数 (A)	(A)に係る 補正登録者数 (B)	(A)後の選挙に係る選挙 時登録者数 (C)		(C)に係る補正登録者数 (D)		随時抹消者数 (E)	今回定時登録者数 (F)	今回定時登録日現在に おける 名簿登録者総数 (A+B+C+D-E+F)	備考
			選挙名	数	選挙名	数				
男	87,466	0	参議院	883	参議院	2	1,883	758	87,226	
			計	883	計	2				
			参議院	840	参議院	1				
女	100,351	0	計	840	計	1	1,616	614	100,190	
			参議院	1,723	参議院	3				
			計	1,723	計	3				
計	187,817	0					3,499	1,372	187,416	

(備考)

- 1 「(A)後の選挙に係る選挙時登録者数(C)」は、令和7年6月1日の定時登録日から今回定時登録日の間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に新たに登録された者の数を記入すること。
- 2 「随時抹消者数(E)」は、令和7年6月1日の定時登録日から今回の定時登録日までの間に、死亡または当該市町村の区域外に転出後4ヶ月経過等のため抹消された者の数を合計して記載すること。
- 3 「今回定時登録者数(F)」は、令和7年9月1日現在において名簿被登録資格を有するもので、令和7年9月1日に名簿に新たに登録された者の数を記載すること。
- 4 全て正の数字で記入すること。(マイナスの数字は記入しない。
※「(A)後の選挙に係る選挙時登録者数(C)」欄については、選挙時登録で新たに登録された者の数を記入し、選挙時登録の際に抹消された者の数に他に抹消された者の数と合計して「随時抹消者数(E)」欄に記入すること。

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに新法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年9月1日

佐賀市選挙管理委員会
委員長 井上 和 弘

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	3, 749人
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	31, 236人
3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	62, 472人

在外選挙人名簿登録者数報告(令和7年9月1日現在)

佐賀市

市町名

	前回調査時点における名簿登録者数 (令和7年6月1日名簿登録者数) (A)	前回調査時点以降の登録者数 (B)	前回調査時点以降の抹消者数 (C)	今回登録者数 (D) (A)+(B)-(C)	備考
男	47	3	1	49	
女	89	1	1	89	
計	136	4	2	138	

(備考)

1 この報告は、様式1(選挙人名簿登録者数報告)と同日現在で調査し、同期限までに報告すること。

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和7年9月1日

佐賀市選挙管理委員会
委員長 井上 和 弘

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 被登録資格の決定の基準となる日 | 令和7年10月11日 |
| ただし、年齢については | 令和7年10月19日 |
| 2 登録を行う日 | 令和7年10月11日 |

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

令和7年10月19日執行予定の佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙において、選挙長が事務を行う場所は次のとおりである。

令和7年9月1日

佐賀市選挙管理委員会
委員長 井上 和 弘

- | | | |
|---|----------|----------------------------|
| 1 | 10月12日 | 佐賀市兵庫北三丁目8番40号
メートプラザ佐賀 |
| 2 | 10月13日以後 | 佐賀市栄町1番1号
佐賀市選挙管理委員会事務局 |

別紙7

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

令和7年10月19日執行予定の佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年9月1日

佐賀市選挙管理委員会
委員長 井上 和 弘

- 1 日 時 令和7年10月12日 午後5時30分
2 場 所 佐賀市栄町1番1号
佐賀市役所本庁7階 選挙管理委員会事務局

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

令和7年10月19日執行予定の佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年9月1日

佐賀市選挙管理委員会
委員長 井上 和弘

- | | | |
|-------|------------|-----------|
| 1 日 時 | 令和7年10月12日 | 午後5時30分 |
| 2 場 所 | 佐賀市栄町1番1号 | |
| | 佐賀市役所本庁7階 | 選挙管理委員会事務 |

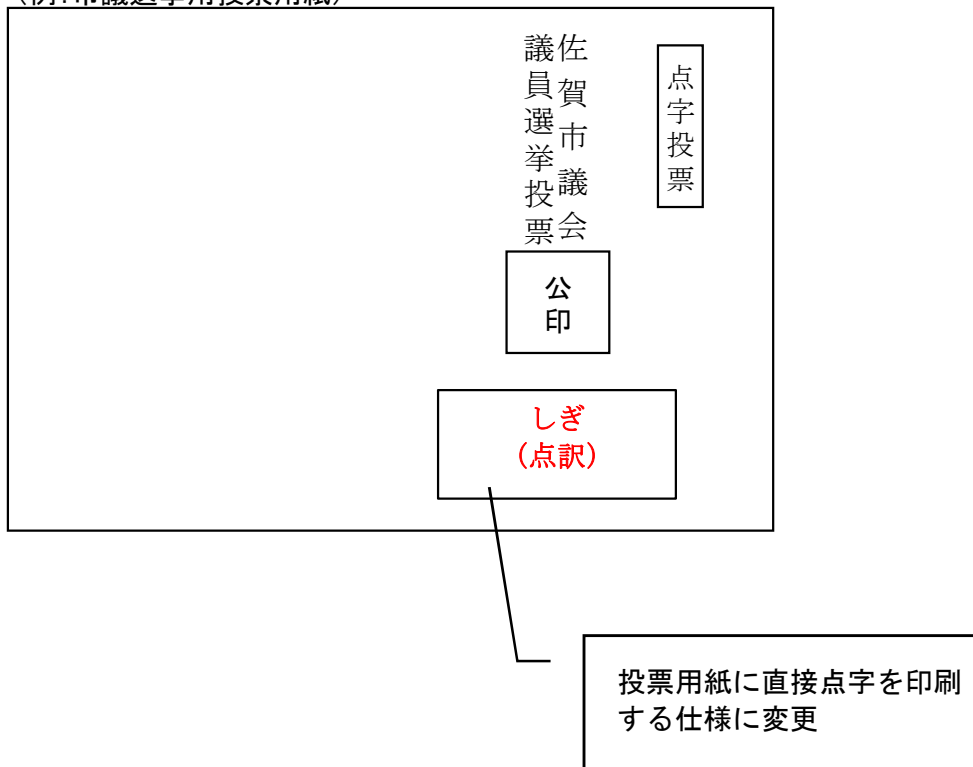
点字投票用投票用紙の仕様変更について

○理由

点字の印刷を発注している佐賀ライトハウス六星館より、投票用紙への点字の表示について実際に点字投票する方にとっては、ラベルよりも用紙に直接印刷する方が読みやすいので、変更を検討してほしいと要望があったため。

○変更案

(例:市議選挙用投票用紙)



※投票用紙を持ち出すため作業の際には職員が立ち会う(1日～2日程度)

※印刷枚数は市長選挙300枚、市議選挙300枚の合計600枚

個人演説会等を開催できる公営施設について（公民館）

○内容

佐賀市立公民館条例の施行に伴い、令和7年10月1日から公民館が社会教育法に規定する施設ではなくなる。

現在公民館は公職選挙法第161条第1項第1号施設（社会教育法第21条に規定する公民館）として指定しているが、条例施行後は公職選挙法第161条第1項第3号の選挙管理委員会の指定する施設として改めて指定することになるため、公職選挙法第161条第3項の報告を県に行う。

○対象施設

市内公民館（別紙のとおり）

○参考

公職選挙法

（公営施設使用の個人演説会等）

第161条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第164条の3までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一 学校及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）

二 地方公共団体の管理に属する公会堂

三 前2号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第1項第3号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

個人演説会等を開催できる公民館一覧

施設の名称	所在地	会場	使用料 ※1時間あたり
勸興公民館	成章町1番8号	大会議室	730円
循誘公民館	大財二丁目2番52号	大会議室	730円
日新公民館	長瀬町1番20号	多目的ホール	730円
赤松公民館	中の館町4番10号	大会議室	730円
神野公民館	神野西一丁目4番7号	大会議室	730円
西与賀公民館	西与賀町大字厘外1405番地	大会議室	730円
嘉瀬公民館	嘉瀬町大字中原1690番地	大会議室	730円
高木瀬公民館	高木瀬東五丁目1番12号	大会議室	730円
巨勢公民館	巨勢町大字高尾104番地17	大会議室	730円
兵庫公民館	兵庫町大字淵1295番地	大会議室1	730円
北川副公民館	木原三丁目12番8号	大研修室	730円
本庄公民館	本庄町大字本庄279番地8	大会議室	730円
鍋島公民館	鍋島一丁目1番1号	大会議室	730円
金立公民館	金立町大字千布2333番地2	大会議室	730円
久保泉公民館	久保泉町大字川久保1363番地1	大会議室	730円
蓮池公民館	蓮池町大字蓮池6番地49	大会議室	730円
新栄公民館	鍋島町大字八戸1285番地3	大会議室	730円
若楠公民館	若楠二丁目13番1号	大会議室	730円
開成公民館	鍋島町大字森田27番地4	大会議室	730円
諸富町公民館	諸富町大字諸富津47番地1	講堂	1,030円
		大会議室	730円
春日公民館	大和町大字尼寺1875番地	大会議室	730円
春日北公民館	大和町大字久池井1756番地1	大会議室	730円
川上公民館	大和町大字川上3203番地1	大会議室	730円
		中会議室	300円
松梅公民館	大和町大字松瀬2530番地1	大会議室	730円
富士公民館	富士町大字古湯2624番地	多目的ホール	2,070円
三瀬公民館	三瀬村三瀬2762番地2	大会議室	730円
南川副公民館	川副町大字鹿江422番地1	大会議室	730円
西川副公民館	川副町大字西古賀968番地11	大会議室	730円
		中会議室	300円
中川副公民館	川副町大字早津江27番地1	大会議室	730円
		中会議室	300円
大詫間公民館	川副町大字大詫間560番地1	大会議室	730円
東与賀公民館	東与賀町大字田中423番地1	和室	510円

※東与賀公民館は工事のため使用中中止

※久保田公民館は、期日前投票所として使用するため使用不可